

アグリベース  
にいがたagribase事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業の持続的発展や、効率的で安定した魅力ある農業の担い手の育成を図ることを目的に、新規就農者の確保・育成のために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では農業者の高齢化と担い手不足が深刻化する中、早期に新たな人材の確保及び次世代の担い手育成に着手することが求められている。このような中、就農に向けた実習から就農後の早期の経営安定化を図るとともに、雇用主の就労環境の改善に向けた取り組みを支援することにより農業従事者の確保と能力の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、別表1の補助事業者に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1の種目に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業者は、市税に未納がない者とする。
- 3 補助対象経費の区分及び補助率又は補助額は、別表1に定めるところによる。
- 4 補助事業者は、国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。ただし、別記4の第2の(2)に定める農地経営安定支援を除く。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表1に定めるところにより補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は前条の規定により補助金の交付申請があった時はこれを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第6条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （3） 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- （4） 事業費又は補助金の30%を超える減

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金等交付決定変更通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第5号）に別表1に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。